

(参考様式2)

### 事前点検シート

|              |                              |           |  |
|--------------|------------------------------|-----------|--|
| 計画主体名        | 栃木県足利市                       |           |  |
| 計画期間<br>実施期間 | H19～H24(H23)<br>H19～H22(H21) | 総事業費(交付金) | (219,847.5千円(109,923千円))<br>209,347.5千円(104,673千円) |

#### 1 計画全体について

| 項目  | チェック欄 | 判断根拠  |
|---|-------|---|
| 目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び関係に基づき国が策定する基本方針と適合しているか        |       | 目標及び事業活用活性化計画目標は、地域間交流の促進により地域活性化をめざすものであり、法律及び基本方針に適合している。   |
| 市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか |       | 第6次足利市総合計画のリーディングプロジェクトシィーセールズにぎわいプロジェクトにおいて地域資源の魅力向上の主な事業として掲げられている。   |
| 活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか                          |       | 地区にある、NPO法人を中心とした地域住民で組織された「足利・名草ふるさと自然塾運営協議会準備会」を組織し、事業について協議を重ねている。   |
| 事業の推進体制は確立されているか  |       | 地区にある、NPO法人を中心とした地域住民で組織された「足利・名草ふるさと自然塾運営協議会準備会」が組織され、来年度には運営協議会としてスタートする予定である。  |
| 目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか   |       | 地区に残る豊かな自然や人的・文化的資源などの特性を生かして、「自分でものをつくり、参加し、体験する」余暇活動の場を提供することにより、足利市民や両毛地域住民はもちろんだこと、広く首都圏住民をも誘客することで、都市住民との交流を図ることにより、地域の活性化し、定住等が促進されるため、整合性が確保されている。 |
| 計画期間・実施期間は適切か   |       | 実施期間は、それぞれの拠点施設を十分に協議の基に整備し、4年の期間は適切である。計画期間は、施設設置から効果が現れるまでに期間を要することから、実施期間より長く6年として設定している。  |
| 交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か   |       | 当事業は、地域間交流拠点の整備であり、交付率1/2であることから、交付限度額の範囲にある。   |

#### 2 個別事業について

| 項目   | チェック欄 | 判断根拠  |
|--|-------|---|
| 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか   |       | 新たに施設整備して地域活性化を図るものである。   |
| 増改築等若しくは(は)合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか                           |       | 主民家は家屋を無償で提供を受ける予定である。解体は市単独事業で行い、古材の単価は交付金に計上しないことから運用に定める第4の2(4)の実施基準を満たしている。   |
| 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか                             |       | 旧校舎は、残存耐用年数が15年であり、古民家は移築によるものであり、新たな木造建築物として耐用年数24年である。  |
| 事業による効果の発現は確実に見込まれるか   |       |   |
| 費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付付19企基106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか) |       | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき、  |
| 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか   |       | 当事業は、廃校・廃屋等改修交流施設、自然環境保全活用施設を想定しており、いずれの施設も投資効率を1.0とみなして算定することが出来ることとされている。   |
| 事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか  |       | 名草地区については今年度中に「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に基づき計画を策定する予定であり、実施要綱・実施要領・運用に定める要件に合致しており、地域間交流の拠点となる施設整備が必要な箇所である。  |
| 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか  |       | 事業主体は足利市であり、完成施設は市が所有し、運営協議会において管理、運営を行う予定である。  |
| 施設等の利活用の見直し等は適正か   |       |   |
| 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか  |       | 現状の施設利用者や市内公共宿泊施設等の推移等を見ながら利用状況を算定する。都市との交流については、体験プログラムや各種イベントを計画し、今後の入り込み客数を算定する。   |
| 近隣市町村の類似施設等の既存状況と利用状況を踏まえているか  |       | 近隣では、廃屋を体験施設として利用した施設は無いことから、近隣市町の施設とは差別化が図れるものと考えられる。  |
| 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか  |       | 利用対象者は、市民、両毛広域都市圏住民の日帰りの利用をメインターゲットとして、北関東自動車道や鉄道を使った日帰り利用や宿泊滞在しながら利用する首都圏住民をターゲットに広く誘客することで都市住民との交流を図る。利用時期は、過年度利用していただけるような体験プログラムを設定する。                      |
| 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか  |       | 本事業では、前段として「名草地区地域資源概況調査」を行い調査結果等を踏まえて、乗連に隣接しアクセス性が良く(拠点施設として整備可能な廃校施設、地域住民によって環境管理が行われている江保地区をコア地区として先行的に整備を進め、分散する魅力ある地域資源をサテライト地区としてつなぎ「エココミュニティ」の考え方を取り入れる。 |
| 事業費積算等は適正か   |       |   |
| 過大な積算としないか   |       | 積算については、他事例を参考にしており、実施設計において細部を精査し発注を行う。  |
| 建設・整備コストの低減に努めているか   |       | 施設整備にあたっては、地域住民やボランティアを募り、直営旅行や委託旅行等も考えながらコストの低減に努める予定である。  |
| 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としないか)  |       | 附帯施設は、交流や体験においての利用者の便益施設、管理施設であり、必要性の高いものである。   |
| 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としないか)  |       | 施設建設に伴う備品であり、汎用性の高いものではない。  |
| 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か   |       | 施設設置箇所は、景観に優れ、山、農地、河川があり、里山としての自然豊かな土地である。廃校施設と廃屋施設も近距離にあることから相互利用が出来る。また、平成23年度開通予定の北関東自動車道足利インターチェンジからも車で5分程度と都市住民と交流をするのに最適な箇所である。                           |
| 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか  |       | 用地については、耕作未利用地について、地域団体が借地の意向を確認しており、確保の見通しである。   |
| 事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか  |       | 事業主体は足利市であり、総合計画にもリーディングプロジェクトとして位置づけられた事業であり、実施計画においても重要な事業として位置づけられている。起債については交付金の概算により一般単独事業債が該当されることが起債対象として計画をしたい。   |
| 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか   |       |   |
| 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)   |       | 施設は市で保有し、指定管理者を置き、指定管理料で維持管理をし、大きな更新、修繕については市が行う予定である。  |
| 収支を伴う施設等については収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか   |       | 廃校施設については、市内学校利用も行われることから、運営協議会を指定管理者として運営し、学校利用以外の部分において運営を行い、廃屋施設についても指定管理者が体験事業を行い、体験事業の収益により管理運営を行う予定で検討している。   |
| 他の事業との合体旅行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか  |       |   |

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。  
 注2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。